

税



市県民税の法改正
来年度課税から

市県民税の法改正がありまして、来年度からの主な改正点は、定率減税の引き下げや老年者控除の廃止など左表のとおりとな

個人市民税・県民税の主な税制改正点

	平成17年度課税分	平成18年度課税分
老年者控除	48万円控除	廃止
寡婦(夫)控除	65歳未満	年齢制限なし
公的年金などの控除 で65歳以上への控除 額見直し	収入金額260万円以下... 140万円控除	収入金額330万円以下...120万円控 除
	収入金額460万円以下... 25% + 75万円控除	収入金額410万円以下...25% + 37万 5,000円控除
	収入金額820万円以下... 15% + 121万円控除	収入金額770万円以下...15% + 78万 5,000円控除
	収入金額820万円超... 5% + 203万円控除	収入金額770万円超...5% + 155万 5,000円控除
定率減税の引き下げ	所得割の15%(最大4万円)	所得割の7.5%(最大2万円)
65歳以上で前年所得 125万円以下の非課 税措置	非課税	廃止 ただし平成17年1月1日現在65歳以上 で前年所得125万円以下の人は、18年 度は年税額の2/3を減額、19年度は年 税額の1/3を減額
生計を同一にする妻 の均等割非課税措 置	均等割2,000円(半額) 平成16年度まで非課税	均等割4,000円(全額)

簡易課税選択は
年内に届け出を

個人事業者で、今年新たに消費
税の課税事業者になった人や
来年度消費税の課税事業者になる
人が、簡易課税制度を選択する
には、年内に「簡易課税制度選
択届出書」を税務署に提出する
必要があります。

問い合わせは市民税課
906203へ。
8

農業所得の申告
収支計算で

税の申告にかかる所得金額は、
収入金額から必要経費を差し引
いて計算(収支計算)すること
が原則です。これまで、農業所
得で収支の計算が困難な場合は、
経費の目安を提供してきました
が、平成十八年分からすべて収
支計算で申告することになりま
す。なお、平成十六年の収入が
二百万円以上の人は、十七年分
の申告から収支計算方式です。
収支計算をする
経営状態が把握でき、損失が
出た場合はその損失を給与など
のほかの所得から差し引いて計
算できます。
収支計算で申告するには
農業所得に係る伝票(出



収支計算で正しく申告

税を考える週間
標語やパネル展示

十一月十一日から十七日
までは、税を考える週間。税の
仕組みや目的を改めて考え、理
解を深めるため、税に関する中
学生の標語やパネルを市役所な
どで展示します。
期間・会場 11月21日 まで
県庁、11月25日 まで JR前
橋駅、中央前橋駅、11月11日
25日 市役所1階市民ロビ

新築住宅に対し
固定資産税を軽減

新築住宅の固定資産税軽減措置

家屋の種類	減額期間	要件
一般の住宅	新築後3年度分	床面積が50以下。建 居住部分280以上。ただし、戸 た。貸家住宅は40以上
3階建て以上の 中高層耐火住 宅など	新築後5年度分	280以下

1、イートコート前橋店表
町(丁目)
問い合わせは収納課 89
06226へ。

11月の納税

国民健康保険税第五期 11月
30日 まで

相談



一日合同行政相談所 11月18
日 午後1時〜4時、粕川公民
館 国・県・市など行政機関に
対する苦情・意見や相続・金銭
問題などの法律全般に関する相
談、問い合わせは総務省群馬行
政評価事務所 0570 09
0110

ふれあいクラブに
あなたの力を

会員同士が有償で助け合
う活動「前橋ふれあいクラ
ブ」の担い手を養成します。
講座終了後は体験実習も実
施。あなたの力を地域づく
りに生かしてみませんか。
日時 11月30日 午前9時
30分〜正午 会場 総合福
祉会館(日吉町二丁目)
対象 講座終了後ふれあい
クラブの活動ができる人、
先着三十人 申し込み 11
月15日 までに市民活動支
援センター 232 38
48へ



特別金融相談会 11月15日
午前10時〜午後3時、商工会議
所。融資や新規開業について面
接相談。予約を前日までに国民
生活金融公庫前橋支店 223
7321へ。確定申告書・決
算書を用意

法律相談 火曜 11月17日
午後1時〜4時、は市役
所市民相談室 大胡支所。弁
護士の相談。申し込みは電話で
前日の午後2時から市民相談室
890 6100へ。先着各
六人

公証相談 11月14日・28日、
午後1時〜4時、市役所市民相
談室。遺言や金銭、土地建物の
賃貸借などの公正証書作成の相
談

行政相談 11月16日 午後
1時〜4時、市役所市民相談室
11月10日 午後1時〜3時、
社会福祉協議会大胡支所 11月

8日 午前9時〜正午、かすか
わ老人福祉センター。行政に対
する苦情・要望・相談
税務相談 11月21日 午後
1時〜4時、11月18日 午前10
時〜午後3時、は市役所市民
相談室 大胡支所。相続税や
贈与税などの相談
行政書士相談 12月5日 午
後1時〜4時、市役所市民相談
室。官公庁などへの提出書類作
成や手続きの相談
登記相談 11月11日 午後1
時〜4時、市役所市民相談室。
相続・不動産登記や土地境界問
題などの相談
人権相談 11月18日 午後1
時〜4時、市役所市民相談室。
隣近所の争い事や不当な差別な
どの相談

市民相談 月曜・金曜 午前
8時30分〜午後5時15分、市役
所市民相談室(890 61
00)。心配事や悩み事などの電
話・面接相談
景観アドバイザー相談 11月
24日 午後3時〜5時、市役所
33会議室。より良い景観のアド
バイス。予約を都市整備課 8
90 6976へ

こころの健康相談 11月17日
午後1時30分〜3時30分、総

それぞれの担当が応じます
アスベスト相談

アスベストに関する相談窓口を下
表のとおり、健康や住宅などの内容
別に設けました。
...問い合わせは各施設・課へ。

アスベスト相談窓口

内容	問い合わせ
健康に関すること	前橋保健センター 223 - 8844
学校などの教育施設 に関すること	教育施設課 890 - 5804
市営住宅などの公共 施設に関すること	建築住宅課 890 - 6836
民間建築物の解体な どに関すること	建築指導課 890 - 6753
大気汚染に関すること	環境課 890 - 6294
融資制度に関すること	商業観光課 890 - 6604

合福祉会館(日吉町二丁目)。心
身の不調で悩み事のある人やそ
の家族に対する専門医の面接相
談。予約を障害福祉課 219
2005へ
精神保健相談 11月10日・24
日、午後1時30分〜4時、前
橋保健福祉事務所。予約を同所
231 7721へ

経営よろず相談 電話相談、
店舗・企業等訪問相談、企業再
建訪問相談、新規開業に関する
相談、中小企業者を対象に中小
企業診断士が経営について指導
申し込みは商業観光課 890
6604、商工会議所 23
4 5111へ。金融相談 融
資の相談。申し込みは商工会議
所 234 5115へ

芳賀中 三年 飯野 真一

人権標語
悲しみを 味わう人の
ない国へ

芳賀中 三年 飯野 真一

COUNSELLING SERVICE FOR
FOREIGNERS
TIME : Monday 13:00 ~ 17:00
PLACE : Maebashi City Office
Maebashi International
Association
(2nd floor)
LANGUAGES : English, Chinese,
Portugese, Spanish

外国人相談 月曜 午後1時
〜5時、市役所国際交流協会相
談窓口。英語・中国語・ポルト
ガル語・スペイン語の四力国語
で面接相談
電話労働相談 11月16日
12月7日、午後1時30分〜
4時。の相談員は社会保険労
務士・今井聡さん 261 4
180 は同・真塩みどりさん
263 0281。賃金・解
雇などの労働問題の相談。問い
合わせは工業課 890 66
17